

芸 広 組 監 第 5 号
令和 6 年 11 月 14 日

芸北広域環境施設組合
管 理 者 箕 野 博 司 様

芸北広域環境施設組合監査委員 木 原 張 登

芸北広域環境施設組合監査委員 美 濃 孝 二

令和 5 年度決算審査について（報告）

地方自治法第 292 条において準用される同法第 233 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度の決算審査を執行したので、その結果を意見を付して報告します。

令和5年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

令和5年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算

(附属書類)

- ・歳入歳出決算事項別明細書
- ・実質収支に関する調書
- ・財産に関する調書

2 審査の期間

令和6年10月25日

3 審査の方法

審査は、組合管理者から審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び政令で定める附属書類について、芸北広域環境施設組合監査基準に準拠して実施した。さらに例月出納検査及び定例監査の結果も参考とし、細部については、関係職員から説明を聴取するとともに、事務処理の適否、事業執行状況について検証を行った。

4 審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されていた。計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、正確であることを認めた。歳計現金の出納状況、保管現金、基金残高等についても指定金融機関の残高証明書及び関係諸帳簿・証書類と照合審査した結果、適正であることを確認した。

また、決算の内容、予算の執行及び基金の運用状況についても、概ね適正に執行されているものと認められた。

審査結果の概要及び意見は、次のとおりである。

5 決算の概要及び意見

(1) 令和5年度予算執行状況

歳入及び歳出の決算額は次表のとおりである。

令和5年度の決算額は、歳入総額753,105,463円（予算現額に対する割合102.16%）、歳出総額693,740,342円（予算現額に対する割合94.11%）で、歳入歳出差引額は59,365,121円となった。

一般会計（歳入）

予算現額 (A) /円	調定額 (B) /円	収入済額 (C) /円	不納 欠損額 /円	収入 未済額 /円	収入率	
					対予算 (C/A)/%	対調定 (C/B)/%
737,165,000	753,105,463	753,105,463	0	0	102.16	100.00

一般会計（歳出）

予算現額 (A) /円	支出済額 (B) /円	翌年度繰越額 (C) /円	不用額 (A-B-C) /円	執行率 (B/A) /%
737,165,000	693,740,342	0	43,424,658	94.11

(2) 歳入の状況

対前年度款別の歳入比較は、次のとおりである。

款 別	区 分	決 算 額		比較増減 (円)	増減率 (%)
		令和5年度 (円)	令和4年度 (円)		
分担金及び負担金		564,015,000	542,347,000	21,668,000	4.00
	安芸高田市	342,942,000	331,905,000	11,037,000	3.33
	北広島町	221,073,000	210,442,000	10,631,000	5.05
使用料及び手数料		141,567,435	134,958,365	6,609,070	4.90
	使用料	1,162,740	1,178,740	△16,000	△1.36
	手数料	140,404,695	133,779,625	6,625,070	4.95
県支出金		599,000	5,721,000	△5,122,000	△89.53
財産収入		350,571	307,863	42,708	13.87
繰入金		0	0	0	—
繰越金		29,380,708	22,461,606	6,919,102	30.80
諸収入		17,192,749	15,871,938	1,320,811	8.32
	組合預金利子	36,653	36,046	607	1.68
	雑入	17,156,096	15,835,892	1,320,204	8.34
歳入合計		753,105,463	721,667,772	31,437,691	4.36

歳入合計を前年度と比較すると31,437,691円（4.36%）の増となっている。

市町負担金が21,668,000円の増となっているのは、令和4年度に引き続き、歳出増加分の財源について、財政調整基金からの繰入金ではなく市町負担金の増額で対応したことによる。手数料が6,625,070円の増収となっているのは、施設持込のごみ処理手数料の値上げを実施したためである。

雑入の内、資源化物売却代の主な内訳は、次のとおりである。

品 目	売却単価 (円/kg【税別】)		数 量 (kg)		金 額 (円【税込】)	
	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度
新聞	10～17	8～20	19,600	22,250	274,164	314,149
雑誌	5～7	4～8	85,900	86,200	526,449	584,628
ダンボール	4・5	6～10	56,750	60,670	303,413	475,134
紙パック	3	3	960	870	3,168	2,871
アルミプレス	85～119	70～160	25,280	22,170	2,947,164	2,362,338
スチールプレス	33～44	20～48	37,230	50,070	1,482,305	2,098,459
鉄くず	35	31	203,630	205,330	7,839,755	7,001,753
小型家電	15	10	77,115	79,920	1,272,401	879,120
空きびん	2～5円/本		1,020	1,020	10,524	10,768
ペットボトル	73.06・48.52	64.90・101.58	23,950	18,990	1,480,538	1,699,205
発泡スチロール	0.1		2,530	2,630	278	289
羽毛布団	400円/枚(充填量1kg以上) 100円/枚(充填量1kg未満)		282	56	42,570	8,910
その他	—		—	—	—	3,000
合 計			534,247	550,176	16,182,729	15,440,624

(3) 歳出の状況

対前年度款別の歳出比較は、次のとおりである。

款 別	区 分	決 算 額		比較増減 (円)	増減率 (%)
		令和5年度 (円)	令和4年度 (円)		
議会費		238,458	220,373	18,085	8.21
総務費		56,815,848	44,277,544	12,538,304	28.32
	一般管理費	38,621,809	40,205,435	△1,583,626	△3.94
	財産管理費	18,112,291	3,999,583	14,112,708	452.85
	会計管理費	28,600	20,900	7,700	36.84
	監査委員費	53,148	51,626	1,522	2.95
衛生費		636,686,036	647,789,147	△11,103,111	△1.71
	需用費	213,835,105	203,241,908	10,593,197	5.21
	役務費	5,177,730	4,590,319	587,411	12.80
	委託料	341,219,810	353,156,474	△11,936,664	△3.38
	使用料及び賃借料	6,848,134	6,719,760	128,374	1.91
	工事請負費	1,097,480	0	1,097,480	—
	備品購入費	157,850	7,700,000	△7,542,150	△97.95
	その他	68,349,927	72,380,686	△4,030,759	△5.57
歳出合計		693,740,342	692,287,064	1,453,278	0.21

歳出合計を前年度と比較すると 1,453,278 円 (0.21%) の増となっている。総務費の内、財産管理費については、財政調整基金への積立額が増加したこと等により 14,112,708 円の増となっている。衛生費が減少しているのは、一部の可燃性ごみを資源化委託から焼却処理へ転換したため、委託費用が減少したこと等による。

委託料のうち、有償での資源化を行うため、ごみ処理施設から業者に搬出した品目別の資源化数量及び委託費用の内訳は、次のとおりである。

品 目	数 量 (t)		委託費用 (円【税込】)		
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	
焼却灰(集じん灰を含む)	1,169.46	1,140.95	47,499,584	44,347,534	
不燃残渣及び可燃性粗大ごみの資源化	可燃性粗大ごみ	572.15	605.28	14,370,004	14,800,709
	分別不適合プラ	82.70	67.50		
	粗大混合物	88.52	176.46	3,894,880	7,764,240
	不燃物残渣	47.76	59.85	2,006,268	2,633,400
	紙おむつ	18.96	41.29	521,400	1,135,475
	廃棄タイヤ	0.57	0.67	12,540	14,740
	運搬費	153 台	206 台	9,894,500	13,431,000
機密書類	36.00	44.86	1,041,700	1,399,860	
乾電池	6.43	14.66	1,120,649	2,219,360	
蛍光管	2.74	3.63			
ガラスびん無色	41.60	30.82	10,988	6,917	
ガラスびん茶色	64.38	64.00	69,677	60,822	
ガラスびんその他の色	24.34	10.95	34,481	22,740	
プラスチック製容器包装	34.83	32.71	22,202	19,064	
びん(ガラス)くず	※(121.04)	※(151.10)	3,062,312	3,656,620	
特定家庭用機器	2.92	3.43	24,820	20,240	
木材	2.59	3.01	41,440	48,159	
廃棄プロパンガスボンベ	3 本	0 本	11,880	0	
合 計	2,195.95	2,300.07	83,639,325	91,580,880	

※ びん(ガラス)くずは、最終的に埋立処分しているため、資源化量の合計数量には算入していない。

予備費の充用状況については、次のとおりである。

区 分	当初予算額	充用額	不用額	充用率
令和5年度	3,000,000 円	554,274 円	2,445,726 円	18.48%
令和4年度	3,000,000 円	833 円	2,999,167 円	0.03%
比較増減	0 円	553,441 円	△553,441 円	18.45%※併

令和5年度の充用額は、554,274 円であり、不用額は、2,445,726 円であった。充用先は、職員の期末・勤勉手当の差額支給に係るもの及びごみ袋販売店廃止に伴うごみ処理手数料の返却に伴うものである。

(4) 財産に関する調書

【公有財産】

財産の管理状況は、次のとおりである。

(単位：㎡)

区 分	令和4年度末 現 在 高	令和5年度中 増 減 高	令和5年度末 現 在 高
土 地	5,990.00	0	5,990.00
建 物	5,554.29	0	5,554.29
物 権	44,159.00	0	44,159.00

土地、建物及び物権は、全て芸北広域きれいセンターに係る用地、建物及び地上権であり、年度中の増減はない。

【物 品】

令和5年度では、物品の増減はなかった。

【基 金】

基金の状況は、次のとおりである。

区 分	令和4年度末 現 在 高	令和5年度中 増 減 高	令和5年度末 現 在 高
財政調整基金	107,363,714 円	18,112,291 円	125,476,005 円

令和5年度は、令和4年度執行した補修の入札残や事業未執行等による歳出不用額 18,031,000 円及び基金利子 81,291 円の積立を行った結果、基金残高は 125,476,005 円となっている。

基金については、これまで、市町負担金の平準化のために取り崩しを行ってきた。しかし、令和3年度の基金残高が 103,364 千円となったことから、基金残高の規模について正副管理者による協議が行われ、適正な基金保有高として約 1 億円を目安に財政運営を行っていくものとされた。この額は、芸北広域きれいセンターの年間補修経費相当額であり、ごみ処理施設が稼働後 28 年経過していることから、継続した処理業務が安定的に実施できるよう定められた額である。

(5) 意見

令和5年度の決算額を前年度と比較すると歳入総額は31,437千円増の753,105千円、歳出総額は1,453千円増の693,740千円となっており、収支状況は改善されている状況である。これは、歳入では、芸北広域きれいセンターへの施設持込手数料を令和5年10月から値上げ改定したこと、歳出においては、エコロジーからエコノミーへの方針転換で、資源化委託から焼却処理へ変更し委託費の減少を図ったこと等によるものである。ただし、適正な基金残高の確保のため、以前のように基金の取り崩しを行わない方針から、歳出増額分は、市町負担金の増額という結果となっている。

現在、今後のごみ処理について広域化に向けた協議を関係市町と行っているが、方向性を明確にした上で、経済面のみで判断するのではなく、ごみを減らすという本来の目的に沿った施設運営となるよう、以下のとおり意見を述べる。

ア ごみ処理手数料改定の効果について

ごみ量は、全体では約3%減少しているが、安芸高田市の事業系ごみは増加している。燃えるごみの処理手数料を値上げした効果によるものかどうか注視しなければならない。家庭ごみについては、これから導入される燃えるごみ袋の容量減少の効果も期待されるが、その目的や分別促進について住民への周知が十分ではないと思われる。施策実施に際しては、効果検証が不可欠であるが、ごみの減量化推進のために、処理手数料の値上げだけでは十分とは言えないのではないかと。本来、事業系ごみは、事業者処理責任がある。これについて事業者訪問等を通して徹底させるべきである。

イ 温暖化対策への取り組みについて

2050年のカーボンニュートラル(二酸化炭素排出量の実質ゼロ)を目指して、市町でも取り組みが開始されている。組合においても、以前検討した紙オムツの資源化装置等の検討を継続し、エネルギーの地産地消に努めるべきではないかと。プラスチック製品の分別収集資源化も始まっている。「費用がかかるからやめる。」ではなく、県内のトップランナーとしての先行投資も必要である。

ウ 法令等の遵守について

他市町において、本来必要な議会の議決を経ずに物品購入を行っていた事例が相次いだ。組合においては、契約一覧表の提出等で確認しており、該当事例はなかったが、監査は、事後に行われることが多く事前の把握は困難である。チェック機能を強化する等、行政事務を適正に執行できるよう留意されたい。

以上、ごみの減量・再生利用を基本とした行政運営を要望するものである。